



4月1日から車庫証明手続きが変わります！

令和7年4月1日から、自動車保管場所の確保に関する法律が改正され

自動車保管場所標章制度が廃止

になります。

それにより、以下の変更点があります。

- 保管場所標章番号通知書、保管場所標章を発行しない
- 保管場所標章交付手数料 550 円が不要となる
(申請手数料 2,200 円は変更なし)
- 申請書の様式が変更になる



保管場所標章番号通知書や保管場所標章がなくなると、どうなるの？
申請者の手元には何が残るの？

現在は証明書、通知書、標章の3点を交付していますが、4月1日以降は証明書のみとなり、標章をリアガラス等に貼りつける義務も廃止されます。
申請者の方には、自動車保管場所証明書のみお渡しします。



じゃあ、標章がなくなると車庫証明の手数料はいくらになるの？

手数料は証明申請手数料 2,200 円のみ必要です。
保管場所標章がなくなるので、交付手数料 550 円は必要ありません。



今までは申請書が4枚1組だったけど、変わるの？

4月1日から、申請書は2枚1組になります。
様式にも若干の変更があります。
ただ、しばらくの間は、現在使用中の申請書も後ろ2枚を除けば使えるようになっています。



3月末までに標章交付申請したものはどうなるの？

窓口申請は、3月末までの標章交付手続きであれば、現状のままです。

電子(OSS)申請は、3月末までに証明可となれば、標章交付手数料として550円が必要となります。

